

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（382））

2. 日時：令和3年2月9日 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、宇田川安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）
他11名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、2月8日提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【基礎底面の傾斜による防波壁の構造成立性】

防波壁の基礎底面の傾斜について、津波防護上要求される安全機能に基づいて評価基準値の目安値を設定することの要否を整理して説明すること。

防波壁間の目開きに対する止水目地の照査について、定量的な変形量による構造成立性を見通しを説明すること。

グラウンドアンカーの設計に用いる許容限界について、適用基準（グラウンドアンカー設計・施工基準）に示された許容限界と構造成立性を見通しに用いた許容限界との関係を説明すること。

グラウンドアンカーの評価プロセスについて、防波壁の損傷モードとして「滑動及び転倒」を抽出し、一方で要求機能を喪失する事象として「転倒」のみを選定している理由を明確にして説明すること。

縦断方向の地盤傾斜による防波壁の隣接影響評価について、詳細設計段階の設計方針を、動的解析等の解析手法を含めて説明すること。

隣接する防波壁同士を支圧による損傷評価について、相対変形量が防波壁間の隙間を下回ることを確認し、上回る場合に支圧による損傷評

価を行い、損傷による影響がある場合に対策工事を行う等の評価プロセスが明確となる設計方針を説明すること。

隣接する防波壁同士の支圧による損傷評価について、防波壁の慣性力に着目して評価することの妥当性が明確となるように説明すること。防波壁の止水目地について、詳細設計段階における評価方針を説明すること。

防波壁の構造成立性検討で用いている全応力解析について、解析に用いた諸条件及び同時刻変形図、主応力図等の解析結果を示す等、地盤安定性評価において地震動による地盤の最大傾斜が大きく算定されたことに対して考察を加えて説明すること。また、構造成立性検討において参考としている有効応力解析では、より精緻な条件で解析するため、地震時の地盤の最大傾斜がより小さく算定される傾向にあることを説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし